

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなど緊急措置もとられてきたところである。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や、介護保険制度との関連、利用者負担のあり方などが議論されていると理解している。

よって、本市議会は、政府に対し、自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障がい者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、下記の点について、適切な見直しを行われるよう、強く要請する。

記

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障がい者施策としてのあるべき仕組みを検討すること。
- 2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、新たな利用者負担の考え方にに基づき、法の規定を見直すこと。
- 3 新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 障がい者の範囲について、発達障がいや高次脳機能障がい自立支援法の対象となることを明確化し、障がい程度区分についても、身体、精神、知的、発達障がいなどの障がい特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。
- 5 地域生活支援事業について、障がい者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。
- 6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日

三鷹市議会議長 石井良司